

袋川河川整備（樹木伐採）について

質問	県土整備事務所	鳥取河川国道事務所
河川の様子の具体的な確認方法	車に乗っての目視確認のほか、橋の上で川の上流・下流の状況を確認し、必要な箇所は河床に降りて確認をしている。（週に2回程度）	平常時は、車によるパトロールで、日々河川の状況を確認している。 その他、定期縦横断面測量（基本は5年に一度。大規模な出水があった場合はその後）により、土砂堆積と洗堀状況を確認している。 ※定期縦横断面測量…河川の断面を200mごとに測量
年次の河川の整備計画の有無	河川の整備については、緊急的な対応が必要な箇所がリストアップされ、その中で優先順位をつけて行われており、例えばこの地域の河川の木は、令和何年に伐採するといった年次の計画を立てていない。	河川整備にあたっては「千代川水系河川整備計画」に基づき実施している。河川の維持管理については「千代川水系河川維持管理計画」に基づき実施している。（両計画ともHPで閲覧可） ただし、どこの木をいつ切る、といった具体的なことは両計画のどちらにも記載されていない。その時点における流下能力や河川管理上の支障の有無などにより適宜実施している。
国府地域より下流の地域から、川の中の木を切りたいかの要望はあがるか。	枝打ち程度の軽度の作業なら特に手続きはいらないが、川の中に機械を入れての作業となると作業届けが必要になる。 伐採後の木は、車の寄せ易い場所に集積し、その場所を報告してもらえば回収する。 作業をする場合は、事前に相談をいただいた方が良い。	新今在家橋～中郷橋については、住民から直接意見を伺ったことはあった。 ただし、町内会やその他の団体からの要望は特にない。
住民が川の中の木を切った場合、処分は河川管理者でやってもらえるか。		河川管理者以外が伐採を行う場合は、河川法第25条に基づき行っており、具体的には公募伐採という形で、希望する企業や個人に伐採の許可を与えている。 なお伐採した樹木は、伐採した者が利用することが条件となっており、運搬もその者が行う。 そのため、河川の中の樹木を、国が切ってくれないので代わりに住民が切る、ということでは許可はおりない。

（土石等の採取の許可）

第25条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。
河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

地域振興会議について

1 設置根拠

鳥取市地域振興会議条例

2 設置期間

平成27年4月1日～令和7年3月31日（10年間）

3 所掌事項（審議事項）

- 本市の一体的な発展に資する対象区域の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、答申すること
- 対象区域の振興に関する事項について、調査及び審議すること
- 上記2点について、市長に意見を述べること

4 委員について

- 委員の任期は2年（再任は妨げない）
- 会議は委員12人以内で組織
 - 1号：自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある者
 - 2号：学識経験を有する者
 - 3号：公募により選任された者



5 会議

- 各地域での会議 …概ね年6回の開催
- ※開催方法は単独又は合同（プロック会議）
- 会長会 …年2回（8月、2月）の開催

6 会議の開催状況

年度	地域振興会議 （8地域合計）	会長会	合同会議
H27	64	2	1
H28	63	2	—
H29	62	2	1
H30	63	2	—
R1	63	2	1
R2	50	1	—
R3	40	0	—
R4	48（予定）	2（予定）	—

7 会議の主な議題

- ・新市域振興ビジョン推進計画の進捗状況について
- ・日本庁舎等跡地活用について
- ・市報と支所だよりの見直しについて
- ・校区再編について
- ・超高速情報通信基盤整備事業について
- ・公共交通のあり方について
- ・第11次鳥取市総合計画及び第2期鳥取市創生総合戦略の策定について
- ・委員提案議題について

8 これまでに会議から出された意見書

年度	地域	内容
H27	気高	浜村温泉館の早期再開に関する意見
H27	気高・鹿野・青谷	鳥取市西部地域への企業誘致に関する意見
H30	気高	浜村温泉館の早期再開に関する意見
R4	鹿野	鳥取市鹿野地域の振興に関する意見

地域振興会議を振り返って

資料 2 - 3

項目	意見
組織の形態（会議の回数、委員の人数、委員構成など）について	
会議で取り扱う議題・内容について	
地域振興会議の成果	
地域振興会議の課題	

項目	意見
<p>組織の形態（会議の回数、委員の人数、委員構成など）について</p>	<p>【会議の回数】ある程度決まった時期に全支所で開催されることで、本庁各課からの情報提供という面では便利であるが、本来議論すべき内容の議題がない場合や、集中して議論したい事案がある場合があり、回数・時期は、支所ごとに柔軟に変更できる方がよい。（例：視察を含めて上限6回）</p> <p>【委員の人数】現行12名でも妥当な人数だが、公募委員の欠員補充に苦慮する等、委員選定が難しくなっている面もあり、10名程度としてもよい。</p> <p>【委員の構成】新たな会議体を持つのであれば、地域の実情に合わせた柔軟な委員構成が可能となることが好ましい。</p> <p>【その他】新たな会議体を持つのであれば、条例での位置づけまでは不要ではないか。</p>
<p>会議で取り扱う議題・内容について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のまちづくり構想等の進捗管理 ・地域課題の解決に向けた意見集約、意見交換の場 ・地域の課題解決につなげるための先進地視察 ・市の重要施策・新規施策・事業の内容及び進捗状況説明
<p>地域振興会議の成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり構想や、基本計画、実施計画等を策定（検討）することができ、地域振興につながった。 ・新市域振興ビジョン進捗管理の一役を担っていただいた。 ・地域課題の解決に向けた、意見集約の場となり、地域の様々な役職にある委員が情報共有及び協議・検討を行うことにより、地域振興やまちづくりの取組に活かしていくことができた。（小さな拠点形成、鳥獣被害対策、庁舎改修等）
<p>地域振興会議の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体ではなく、地区の課題に偏る傾向があった。 ・議題が、市からの施策・事業の説明や意見集約に終始する 때가あった。 ・全市的な課題で意見を求められても、支所エリアの枠を越えた議論が深まりにくい。 ・市政全体にかかわる内容で、委員には実感がわからないものもあり、これは、パブリックコメントなどで十分なのではないか。 ・本庁各課からの報告・情報提供は、自治会長会でも十分ではないか。 ・会議で取り扱う議題のほとんどが事務局からの提案であり、委員からの積極的な発案等が見られなかった。 ・市長からの諮問に応じ、審議し、答申することはなかった。 ・所掌事項として「対象区域の振興に関する事業について調査及び審議」とあるが、現行の回数では「調査及び審議」するには少ないのではないか。また、委員の方がその議論を進めるにも漠然としているため、議論の切り口を提起した上で、その議論を深めることが必要である。

○鳥取市地域振興会議条例

平成26年9月29日

鳥取市条例第26号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、地域振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

(名称及び対象区域)

第2条 振興会議の名称及びその対象区域は、次のとおりとする。

名称	対象区域
国府地域振興会議	合併前の岩美郡国府町の区域
福部地域振興会議	合併前の岩美郡福部村の区域
河原地域振興会議	合併前の八頭郡河原町の区域
用瀬地域振興会議	合併前の八頭郡用瀬町の区域
佐治地域振興会議	合併前の八頭郡佐治村の区域
気高地域振興会議	合併前の気高郡気高町の区域
鹿野地域振興会議	合併前の気高郡鹿野町の区域
青谷地域振興会議	合併前の気高郡青谷町の区域

2 前項の表において「合併前」とは、「平成16年10月31日現在」をいう。

(所掌事務)

第3条 振興会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市の一体的な発展に資する対象区域の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議し、答申すること。
 - (2) 対象区域の振興に関する事項について、調査及び審議をすること。
 - (3) 前2号に定める事項について、市長に意見を述べること。
- 2 振興会議は、前項に定める事項について答申し、又は意見を述べるに当たっては、対象区域の住民の意向把握に努めるものとする。

(組織)

第4条 振興会議は、それぞれ委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、対象区域に住所を有する者若しくは勤務している者又はこれらに準じる者（対象区域の出身者等をいう。）であって、次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。
- (1) 自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 公募により選任された者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 振興会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 振興会議の会議(以下「会議」という。)は、次の各号に掲げる場合に会長が招集する。

(1) 市長又は会長が必要と認めるとき。

(2) 委員の4分の1以上の者から招集の請求があるとき。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

6 市長又は振興会議の会長が必要と認めるときは、各振興会議の意見の調整及び協議のため、各振興会議による合同の会議を開催することができる。

(委員以外の者の会議への出席等)

第8条 振興会議は、必要があると認めるときは、当該振興会議の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、必要な説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(答申及び意見の尊重)

第9条 市長は、振興会議の答申及び意見を尊重し、本市の一体的な発展及び対象区域の振興に努めるものとする。

(議会に対する報告)

第10条 市長は、第3条第1項第3号の規定に基づき述べられた意見について、必要と認めるときは、これを議会に報告するものとする。

(設置期間)

第11条 振興会議の設置期間は、平成27年4月1日から平成37年3月31日までとする。

(庶務)

第12条 振興会議の庶務は、各総合支所の地域振興課において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、振興会議が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される振興会議の委員の選任のための手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。

令和4年度 国府地域振興会議 議題
「史跡・文化財・観光をテーマとしたまちづくり」について

これまでの経過

令和4年度の国府地域振興会議において、各委員に「調査・研究すべき国府地域全体に係る提案」を募集したところ、複数の委員から「今後の国府のあり方」について同様の提案があった。

これを受けて、同年第3回国府地域振興会議において、「史跡・文化財・観光をテーマとしたまちづくり」について複数年に亘って調査・研修を行い、最終的には国府地域振興会議の提言書としてまとめ挙げ、市当局に要望していく方針が確認された。

今後の協議予定(案)

協議内容	年度	時期
1.国府地域の現状把握	令和4年度	第4～5回会議
2.国府地域の振興に係る課題の分析		第5～6回会議
3.今後の国府地域の振興に係る調査・研究	令和5年度	第1～2回会議
4.課題解決に向けた意見集約		第2～4回会議
5.国府地域振興会議「提言書」のとりまとめ		第4～5回会議
6.国府地域振興会議「提言書」を市当局へ提出		臨時

※令和4年9月鳥取市議会定例会

■浅野議員より「国府地域の振興について」一般質問あり

→「今年度、「国府地域振興会議では、「文化財・史跡・観光をテーマにしたまちづくり」について議論を進められています。このような機会を始めとして、多くの地域の皆様と共に国府地域の振興に取り組んでまいります。」と答弁。

国府地域活動グループ

○生産加工販売グループ

・大茅地区：とうふ工房雨滝、吉永農園（栃本）、栃本村づくり実行委員会（栃本）大茅の里くららグループ（菅野）、楠城ダム周辺管理委員会・みちくさキッチンクウ（Queuee・楠城）

・成器地区：吉野そばの会・COCO カフェ（吉野）、新井 FIG の会（新井）

・谷地区：兎ツ兎（上麻生）、ふるさと就農舎、アグリフロンティア（谷）

・宮下地区：まごころ農場ひろせ（広西）、さわだ農産合同会社（美歎）、パン工房 大地の恵み（宮下）、福田養蜂場（法花寺）

○文化・観光グループ

・こくふ文化協会、こくふ短歌会、国府町観光協会、いなば国府ガイドクラブ、旧美歎水源地保存会、因幡国庁愛護会、国府町因幡の傘踊り保存会
麒麟獅子舞保存会、因幡万葉女太鼓他

○国府町青年団

○各地区公民館講座グループ